

平成27年度

# 財政収支見通し

平成27年8月



新温泉町

## 目 次

1 行財政運営を取り巻く環境の変化	
（1）普通交付税の推移と見通し	2
（2）普通建設事業費の推移	6
（3）公債費及び繰出金の推移	8
（4）人件費の推移	10
（5）地方財政健全化法と今後の財政運営	11
2 財政収支見通し（財政計画）	
（1）財政収支見通し策定の趣旨	12
（2）財政収支見通し策定における前提条件	12
（3）財政の見通し	13
（4）その他の変動要因等	18
（5）今後の財政運営と課題	19

### 資料

- （1）平成27収支見通し（財政計画）（別添）
- （2）平成26収支見通し（財政計画）（別添）
- （3）収支見通し・増減額（H27財政収支見通し－H26財政収支見通し）（別添）



## 平成26年度財政収支見通しの概要

平成27年 8月 3日

総務課 財政係

### 1 行財政運営を取り巻く環境の変化

「財政収支見通し」の概要説明の前に、まず合併前から現在までの財政状況について、普通会計決算統計データ等に基づき説明をいたします。

#### (1) 普通交付税の推移と見通し

普通交付税は、平成7年度以降、下水道事業の推進に伴い、事業費補正等により交付税算入額が増加しました。また、過疎対策事業の実施により、公債費償還にかかる交付税算入額の増加により交付税が大幅に増加しました。

また、平成13年度からは普通交付税の一部が臨時財政対策債（普通交付税と同様に一般財源として使用が認められている借金）に振り替えられ、さらには平成16年度からの国の三位一体改革により、国庫補助、負担金の一般財源化とともに所得税から住民税への税源移譲が行われ、平成19年度までは、実質的な交付税そのものが縮小しています。

平成22年度は、地方財政措置の拡大が図られた結果、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の総額は、過去最高となっています。

平成23年度は、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を0.5兆円増額（総額17.4兆円）が確保されました。一方で、臨時財政対策債の配分を従前の人口基礎方式から財源不足額基礎方式に段階的に改めることとし、大幅縮減（△1.5兆円）となりました。加えて、地方交付税の算定方式の見直しの一環として、交付税総額における特別交付税の割合を平成23年度は従前の6%から5%へ縮減（減額相当は普通交付税へ振り替わり）、平成24年度は5%から4%へ縮減されようとしたましたが、東日本大震災の発生（平成23年3月11日）による甚大な災害が生じ、国会における法案修正により、3年間凍結されたため、交付税総額における特別交付税の割合は、平成25年度までは6%、平成26年度は5%、平成27年度以降は4%となりました。

その後、平成25年度中の改正により平成27年度まで東日本大震災にかかる集中復興期間とし、特別交付税から普通交付税への割合変更をさらに2年間延長され、平成27年度までは6%、平成28年度は5%、平成29年度以降は4%となりました。

これらの影響により実質的な地方交付税は対前年比で減少したものの、地方交付税では対前年比で増額となっています。

平成24年度は、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を0.1兆円増額（総額17.5兆円）が確保されました。別枠加算（財源不足の状況を踏まえた加算 1兆500億円）「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」を「地域経済・雇用対策費」への振替による維持や繰越金等の活用により地方交付税が確保されました。

平成25年度は、平成24年度中の政権交代（自由民主党）により、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方に即して、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、平成24年度においては、補正予算に伴う地方負担について適切な措置を講じるとともに、平成25年度においては、地方交付税の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画と同水準が確保されました。ただし、地方公務員給与費の臨時特例として平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、給与関係経費が削減されました。一方で、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため給与費削減に見合った事

業費を、歳出に「地域の元気づくり事業費」として特別枠が設定されました。

平成 26 年度は、社会保障の充実分等を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、前年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策が講じられることとなりました。さらに、平成 26 年度から平成 28 年度までの間は、平成 25 年度までと同様、建設地方債（財源対策債）の増発等についてもなお財源不足が生じる場合には、これを国と地方が折半して補填することを基本として対処することとされました。地方負担分は、「地方財政法」第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）で補填措置を講じられるとともに、地方債（臨時財政対策債）の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税で措置されることとなりました。

平成 27 年度は、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、前年度の水準を相当程度上回る額を確保することを基本として地方財政対策が講じられました。特に、地方公共団体が自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にするため「まち・ひと・しごと創生事業費」1 兆円が確保されました。また、地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税率の見直しが行われ所得税 33.1%（現行 32%）、法人税 33.1%（現行 34%）、酒税 50%（現行 32%）、たばこ税は交付税原資から除外（現行 25%）となりました。

**【参考 1】 実質的な地方交付税総額の推移<地方財政計画>**

（単位：兆円）

区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
実質的な地方交付税	21.4	21.8	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6
<※H12を100とした指数>	100%	102%	107%	112%	99%	94%	88%	83%	85%	98%	115%
うち地方交付税	21.4	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9
<※H12を100とした指数>	100%	95%	91%	85%	79%	79%	74%	71%	72%	74%	79%
うち臨時財政対策債		1.5	3.3	5.8	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2	7.7

（単位：兆円）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
実質的な地方交付税	23.5	23.6	23.3	22.5	21.3						
<※H12を100とした指数>	110%	110%	109%	105%	100%						
うち地方交付税	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8						
<※H12を100とした指数>	81%	82%	80%	79%	79%						
うち臨時財政対策債	6.2	6.1	6.2	5.6	4.5						

新温泉町（合併前を含む）分の普通交付税は、国の三位一体改革の影響を反映し、平成 13 年度前後から平成 19 年度までほぼ毎年減少してきました。平成 21 年 8 月執行の衆議院議員選挙で政権交代となり、地域主権改革の方針のもと、国で地方交付税が確保され、三位一体改革前と同じ水準まで地方交付税額が回復してきました。普通交付税に占める公債費は、臨時財政対策債、合併特例事業債及び過疎対策債の元利償還額の増加に比例して、年々増加傾向です。一方、道路・港湾事業、小中学校整備、ごみ処理施設等に係る元利償還等の地方負担額等、実際の投資的経費の財政需要を反映する事業費補正による算入額は、年々減少しています。

平成 23 年度は、前年度（平成 22 年度）国勢調査結果により、人口が減少（⑰17,467 人→⑱16,004 人＝1,463 人の減）した影響により、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の総額は対前年比で減少しま

した。

平成 24 年度は、寒冷補正の積雪度に係る級地見直し、高齢者保健福祉費の 65 歳・75 歳以上人口増、林野水産業費の従事者数増、介護サービス受給者増、スクールバスの増となり、一方、退職所得・所得割の減、評価替えによる固定資産税の減及び交付税の再算定により、普通交付税は、89,088 千円の増となりました。

平成 25 年度は、7 月の交付税の本算定の結果では、地方公務員給与費に係る基準財政需要額は平成 25 年 7 月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として算定し、関係費目の単位費用が減額されました。一方で、地域の活性化の緊急の課題に対処する観点から、普通交付税の基準財政需要額として、新たに臨時費目「地域の元気づくり推進費」を設けて、これまでの地方の人件費削減努力を給与水準（ラスパイレス指数）と職員数削減の要素で加算した結果で、普通交付税は、前年度当初・本算定結果での比較で 618 千円増と、ほぼ前年度と同額になりました。

平成 26 年度の本町の普通交付税は、4,438,204 千円となり、前年度 4,569,526 千円に対し、131,322 千円の大幅な減となりました。減額の主な要因は、普通交付税算定上の基準財政需要額積算における国が設定する単位費用及び補正係数の削減されたことによるものです。特に、道路橋りょう費（14,181 千円減）、小学校費（10,644 千円減）、地域振興費（57,232 千円減）が減額となっています。また、地域・経済雇用対策費等の減（40,548 千円減）、地域の元気づくり推進費の階減（40,379 千円減）の一方、平成 26 年度地方財政計画の「地域の元気創造事業費」への対応として、新たに「地域の元気創造事業費（88,877 千円増）」が設けられました。また、基準財政収入額では、消費税が平成 26 年 4 月 1 日に、5%から 8%に引き上げられたことに伴い、前年度対比で 27,372 千円の増となり、平成 26 年度の普通交付税は、前年度対比で 131,322 千円減少することとなりました。

平成 27 年度の普通交付税本算定では、4,441,622 千円となり、前年度 4,438,204 千円に対し、3,418 千円増となりました。特に、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置するため「地域の元気創造事業」に加え、当分の間の措置として「人口減少等特別対策事業費」が設けられました。さらに、平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成 26 年度に引き続き支所の財政需要について加算されたほか、消防費及び清掃費について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用等の見直しが行われました。

平成 28 年度からの通減措置や平成 33 年度からの一本算定に伴い 4 億円以上の減収（平成 27 年度算定数値では 4 億 2 千 5 百万円）が見込まれており、さらには、平成 27 年度、平成 32 年度に実施される国勢調査に伴い、それぞれ前回調査時と比較し 1,200 人余り（減少率約 1.4%）が見込まれ、普通交付税の基準財政需要額の算定に国勢調査人口が用いられているため、平成 28 年度、平成 33 年度には人口減少の影響により普通交付税がそれぞれ約 2 億円減少することが見込まれます。こうした事態から、今後の本町の財政状況を示す、経常収支比率、実質公債費比率等が悪化し、財政運営が厳しくなるため、行財政改革を今後も推し進め、地方自治法第 2 条第 14 項に基づき最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、歳出予算の削減に努めていく必要があります。

【参考2】実質的な普通交付税総額の推移<新温泉町>

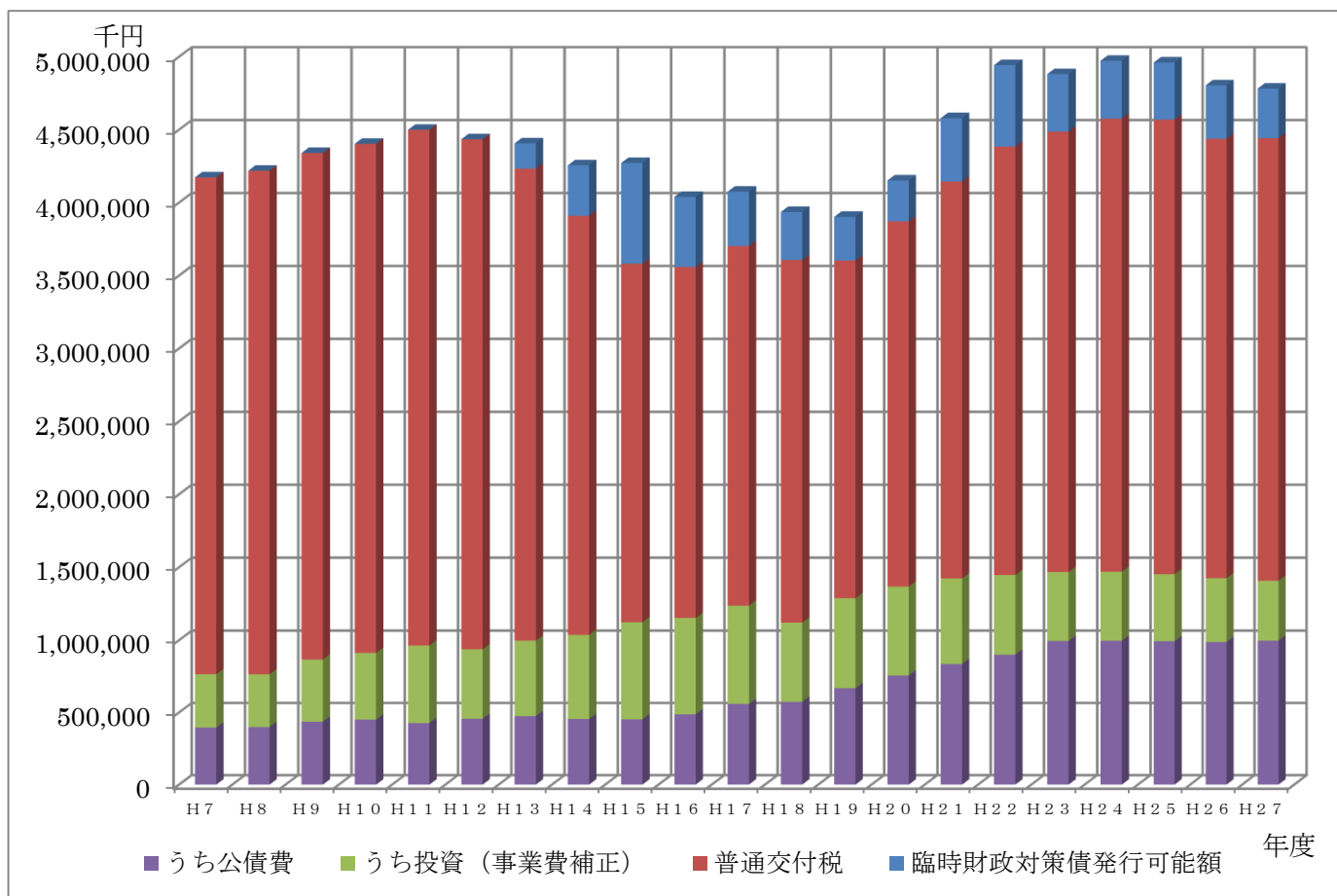
(単位：億円)

区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
実質的な普通交付税	44.9	44.0	42.6	42.7	40.4	40.7	39.4	39.0	41.8	45.8	50.0
<※H12を100とした指数>	100%	98%	95%	95%	90%	91%	88%	87%	93%	102%	111%
うち普通交付税	44.9	42.3	39.1	35.8	35.6	37.0	36.1	36.0	38.7	41.4	44.4
<※H12を100とした指数>	100%	94%	87%	80%	79%	82%	80%	80%	86%	92%	99%
うち臨時財政対策債		1.7	3.5	6.9	4.8	3.7	3.3	3.0	2.8	4.4	5.6

(単位：億円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
実質的な普通交付税	48.8	49.7	49.6	48.1	47.8						
<※H12を100とした指数>	109%	111%	110%	107%	106%						
うち普通交付税	44.9	45.7	45.7	44.4	44.4						
<※H12を100とした指数>	100%	102%	102%	99%	99%						
うち臨時財政対策債	3.9	4.0	3.9	3.7	3.4						

普通交付税・臨時財政対策債の推移



## (2) 普通建設事業費の推移

普通建設事業費について合併前10年間の推移をみた場合、平成7年度から平成16年度までの10年間の平均では、総額ベースで約26億7千万円、一般財源ベースでは6億5千万円、地方債の発行は11億3千万円となっています。

一方、合併後の平成17年度から平成26年度までの10年間の決算額平均は、普通建設事業費の総額ベースで約17億7千万円、一般財源ベースでは3億3千万円、地方債の発行が6億円となっています。

普通建設事業費の決算額は、新町発足後、平成17年度が23億4千万円、平成18年度が16億7千万円、平成19年度が15億2千万円、平成20年度が6億2千万円、平成21年度が19億円、平成22年度が14億8千万円、平成23年度が11億4千万円、平成24年度が10億7千万円、平成25年度が18億4千万円、平成26年度が10億9千万円となっており、2町合併後は、町合併のメリットである過疎対策事業債や合併特例事業債の活用により、地域の要望や雇用対策を考慮しながら実施し、投資的事業への一般財源（町税や交付税等）の投入を最小限にしています。

また、投資的事業の受益は、現世代だけでなく後世代にも及ぶため、事業負担の平準化を考慮しつつ地方債の発行により後世代への負担を求めることとしています。地方債の発行にあたっては、後世代へ負担軽減を特に考慮し、後年度元利償還額の一部が地方交付税算入される過疎対策事業債や合併特例事業債を活用しています。

このように、町財政負担の軽減（将来負担額の軽減）を図ることは当然のことですが、地方債償還額が全額交付税算入されるものではなく、起債発行にあたっては発行額の平準化、発行額の抑制をする必要があります。

今後は、北但広域ごみ処理施設の事業の本格化、消防無線のデジタル化など広域的で大規模な事業実施に向けて、より計画的かつ効率的な事業展開が必要です。

さらに、平成24年度の通常国会で、過疎対策事業及び合併特例事業の5年延長法案が可決されたことに伴い、平成32年度まで過疎対策事業債、合併特例事業債が活用できることとなっています。事業の平準化はもとより、合併特例事業債を活用した地域振興基金の造成も財政動向に注意しながら、検討する必要があると考えています。毎年、収支見通し（財政計画）の更新を行いつつ、慎重に投資的事業の取捨選択を行わなければなりません。

**【参考3】 実質的な普通建設事業の推移<新温泉町>**

(単位：億円)

区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
普通建設事業費決算額	23.3	25.8	19.2	29.6	32.4	23.4	16.7	15.2	6.2	19.0	14.8
<※H12を100とした指数>	100%	111%	82%	127%	139%	100%	72%	65%	27%	82%	64%
うち一般財源	7.3	6.0	5.9	5.3	4.1	5.0	2.1	1.7	1.5	6.6	3.3
<※H12を100とした指数>	100%	82%	81%	73%	56%	68%	29%	23%	21%	90%	45%
うち町債	10.1	12.6	7.2	13.0	15.1	9.2	7.8	9.1	3.0	4.7	5.5

(単位：億円)

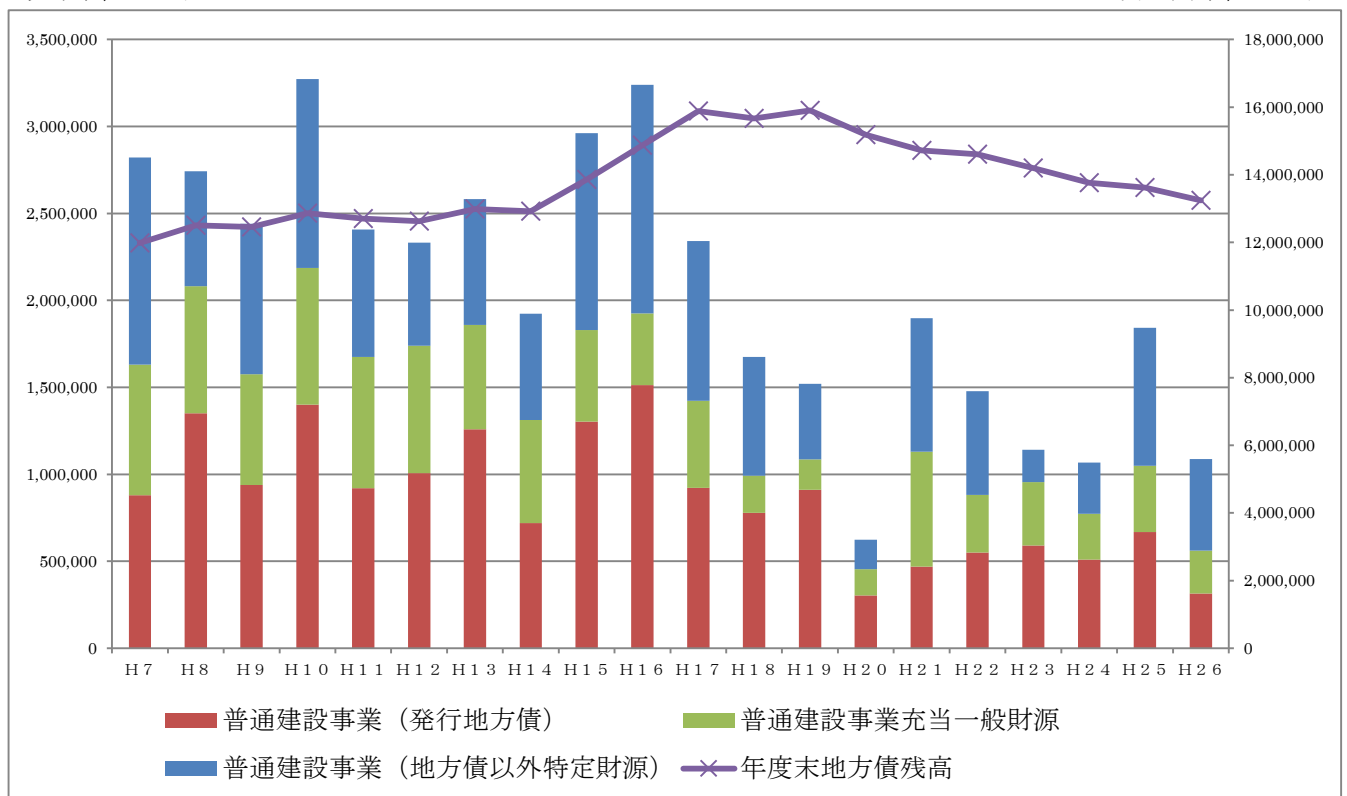
区 分	H23	H24	H25	H26	H27 (予算)	H28	H29	H30	H31	H32	H33
普通建設事業費決算額	11.4	10.7	18.4	10.9	17.5						
<※H12を100とした指数>	49%	46%	80%	47%	75%						
うち一般財源	3.7	2.6	3.8	2.5	1.5						
<※H12を100とした指数>	51%	36%	52%	34%	21%						
うち町債	5.9	5.1	6.7	3.2	14.5						

※H27 (予算) = 当初予算額 + 前年度繰越予算額 (決算統計数値を引用)

発行額等単位：千円

**普通建設事業と地方債残高の推移**

地方債残高単位：千円





### (3) 公債費及び繰出金の推移

旧浜坂町は平成8年度に公共用地先行取得債、平成10年度に一般廃棄物処理事業債及び義務教育施設整備事業債の発行によりそれぞれの年度で発行額が増えています。旧温泉町は平成13年度に保健福祉センター建設及びライトアップ事業、平成15年度はCATV事業及び幼保センター整備事業、平成16年度幼保センター整備事業及び夢千代館整備事業により発行額が多くなっています。これらの結果、新温泉町(浜坂町と温泉町)のベースでは、平成8年度、平成10年度、平成12年度、平成13年度、平成15年度、平成16年度の6年度で10億円を超える町債を発行しています。特に、2町合併を目前に控えていた、平成15年度、平成16年度に多額の町債発行を行っており、その借入に係る元金返済が始まった平成20年度が、非常に厳しい財政状況となっています。町債発行額のピークが平成16年度であったため、公債費償還では元金返済の始まる平成20年度の額が15億7千万円と最多となっています。

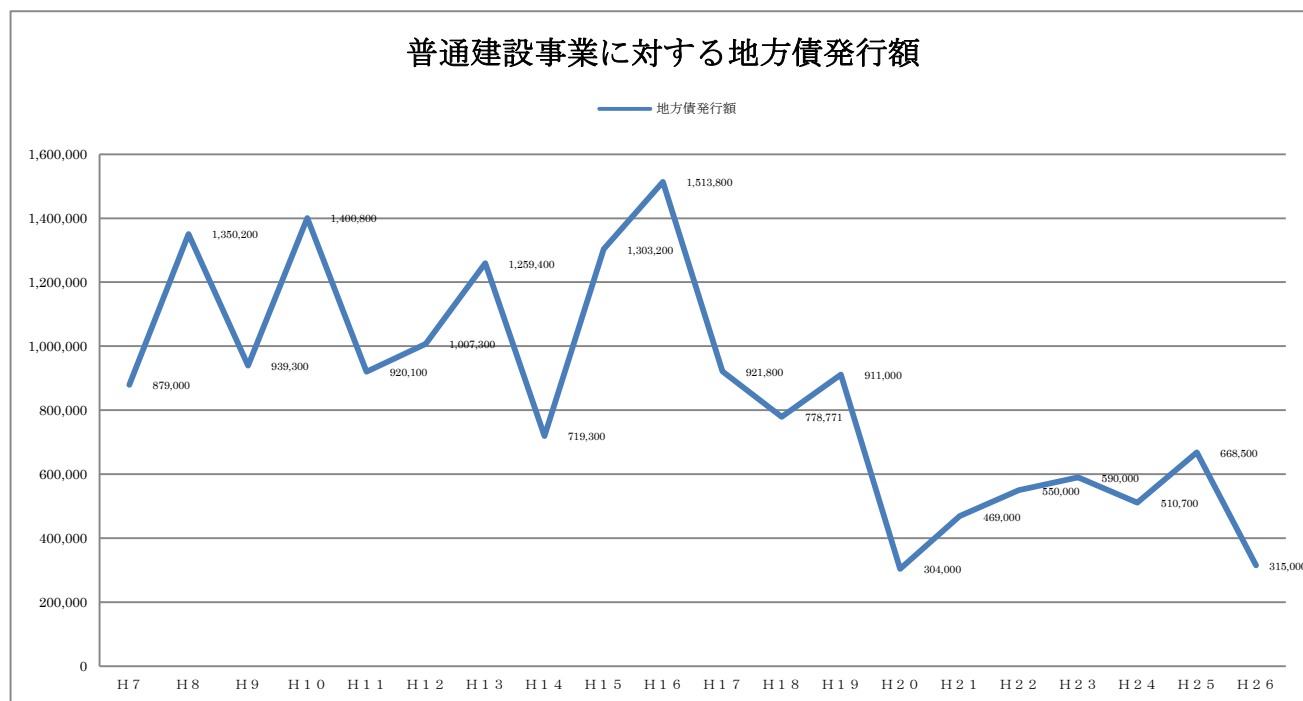
町債の発行額は、平成19年度、一時的に9億1千万円と増額後、平成20年度から地方債の発行抑制に努めているところですが、国・県財政の困窮から投資的事業に対する国県補助金等の特定財源が減少する一方、地方債に頼らざるを得ない状況となっています。

平成24年度は、投資的事業に対する地方債の発行額を前年度対比で約8千万円抑制しました。

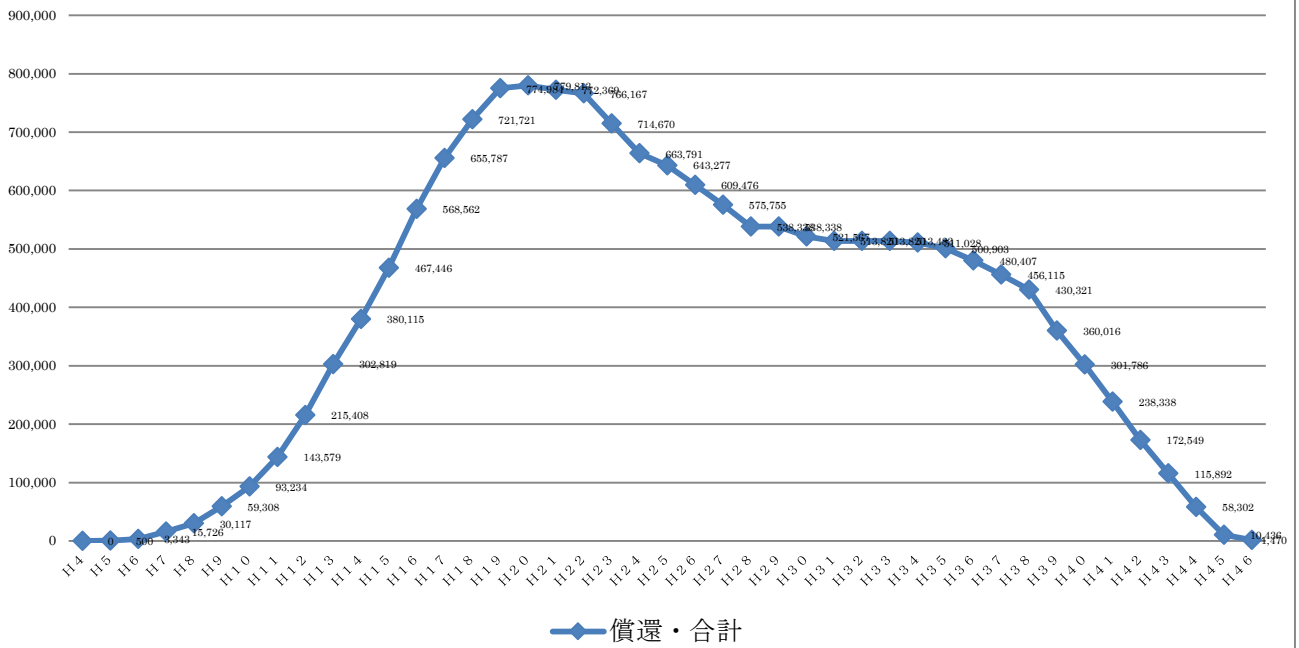
平成25年度は、町合併前から懸案となっていました町道二日市古市線道路改良業、北但ごみ処理施設整備事業の本格化に伴い、事業の財源対策として合併特例事業債を発行したため、地方債の発行額が増額となっています。

後年度の財政負担等を十分考慮しつつ、今後も公債費の縮減に向けて地方債の発行は、慎重に必要最低限に行うべきと考えています。

また、繰出金については、平成12年度からの介護保険特別会計繰出金の新規増や平成7年前後からは下水道事業の急速な整備に伴い、普通交付税算入分の繰出額が大幅に増額となっており、特に下水道事業特別会計への繰出額については、平成21年度をピークに減少しており、実質公債費比率等に低減につながっています。



# 下水道事業起債償還額（元利合計）推移表



#### (4) 人件費の推移

人件費は、平成14年度以降の人事院のマイナス勧告による人件費の引き下げや、合併前の行財政改革推進に伴う退職者の増加、合併後の平成17年度以降、勸奨退職者の増加等により職員給は大きく減少しています。

しかし、退職手当（退職手当組合負担金）については、退職勧奨による特別負担金や平成20年度から平成23年度まで積立不足に伴う追加負担をしなければならない状況となっています。

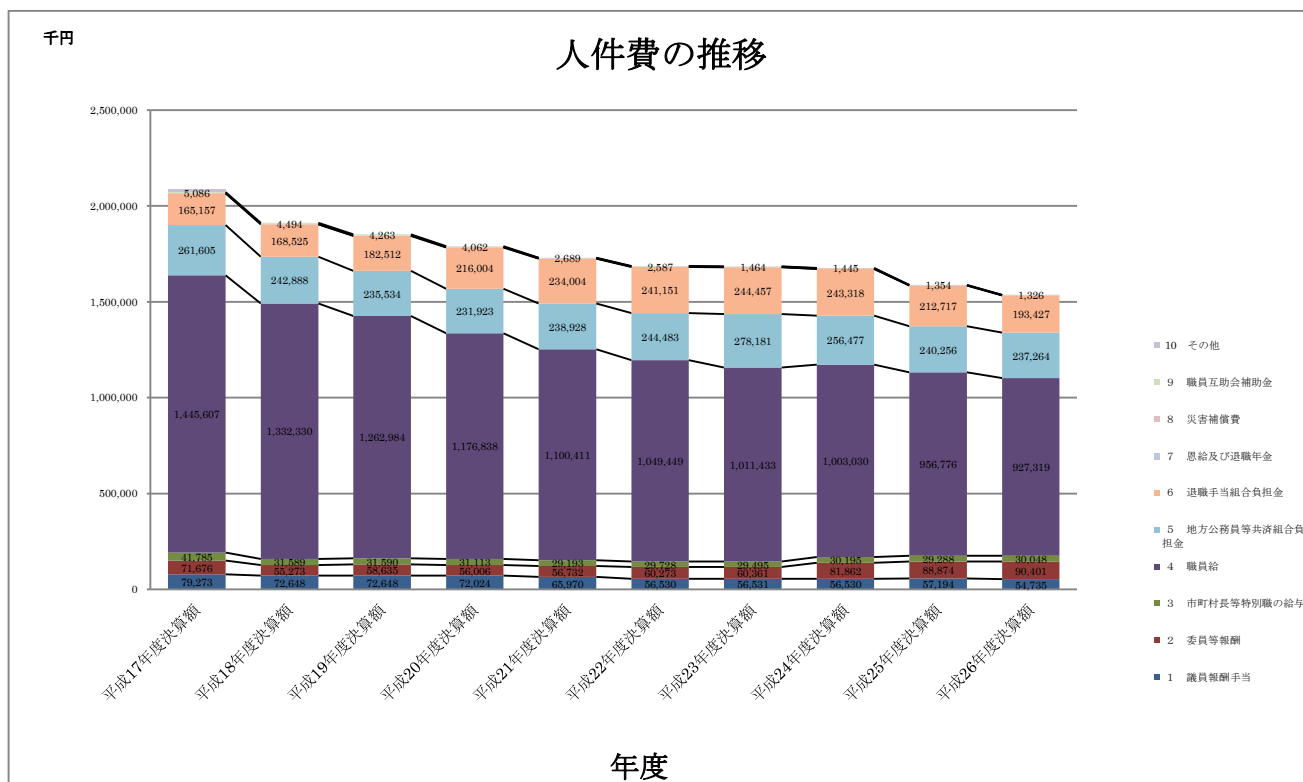
また、議員報酬及び特別職給与についても、合併効果により定数が大幅減となったため、大きな減となっています。

平成23年度は、地方議会議員年金制度の廃止に伴う負担及び東日本大震災の影響による消防団員等公務災害補償掛金の大幅な引き上げに伴う負担が生じ、地方公務員等共済組合負担金が大幅な増となりました。

平成24年度は、地方議会議員年金制度の廃止に伴う負担率の減などにより人件費が減少となっています。

平成25年度は、退職者の補充抑制と国家公務員に準じた給与削減、地方公務員共済組合負担率の減、退職手当組合負担率の減により人件費総額で前年度対比87,234千円の減少となっています。

平成26年度は、勸奨退職の実施、欠員の補充抑制を行い人件費が減少しました。人件費総額は、1,536,483千円（前年度対比52,001千円減）となりました。



## (5) 財政健全化法と今後の財政運営

地方財政健全化法が平成20年度決算から完全施行され、新たな財政指標に基づき健全財政の維持が今まで以上に求められることとなりました。

新温泉町の平成26年度決算では、公立浜坂病院事業会計を除き黒字決算となり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び公営企業会計での資金不足比率についても問題はなく、収支の面では健全性を維持できています。実質公債費比率15.1%（昨年度16.9%）及び将来負担比率110.0%（昨年度124.7%）は、県下では41市町中それぞれ36位（昨年度37位）、27位（昨年度32位）となっており、国が適正水準としている18%、250%の範囲内となっています。

ただし、実質公債費比率の県平均は9.3%（昨年度10.4%）、全国平均は8.0%（昨年度8.6%）と全国的に比率が改善傾向であり、こうした中において新温泉町の実質公債費比率は、高い状況となっています。

今後、過疎対策事業債や合併特例事業債を活用した大型事業の計画があり、特に実質公債費比率については悪化する要因を含んでおり、地方債の発行にあたっては、後年度の財政負担（将来世代への負担）と地方債残高を考慮しつつ、健全な財政運営・維持に努める必要があります。

また、平成20年度決算から新公会計制度導入が求められ、総務省方式改訂モデルによる財務諸表4表を作成したところですが、平成26年5月23日及び平成27年1月23日に総務大臣通知が発せられ、平成27年度から平成29年度までの3年間で「統一的な基準による財務書類等」を、全ての地方公共団体が作成することを要請されました。統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、資産評価、固定資産台帳の整備が必要で、現在その作成に取り組んでいるところです。

遅くとも、平成29年度中に平成28年度決算ベースの財務書類等を統一的な基準により作成しなければなりません。その後は、作成した財務書類等を予算編成等に活用し、これまで以上に健全な財政運営に取り組むとともに、住民への財政情報の公開と説明に努めなければなりません。

### 【実質公債費比率の推移】

区 分		実 質 公 債 費 比 率										
		(年度)										
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
分	公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)	(1)	1,650,110	1,652,969	1,483,038	1,570,668	1,552,180	1,515,660	1,647,306	1,642,490	1,592,250	1,469,024
	満期一括地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	(2)	0	0	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	0
	公営企業債に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	(3)	485,189	444,734	621,975	746,776	863,864	855,537	803,838	710,396	675,428	643,233
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	(4)	14,950	8,843	6,320	6,469	5,039	5,903	7,967	13,721	4,952	3,537
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	(5)	20,622	20,438	20,254	20,998	19,966	11,322	127	541	534	526
	一時借入金の利息	(6)	5,973	1,986	1,802	129	242	67	34		1,238	630
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	(7)	474,580	462,167	509,618	601,065	642,728	710,949	823,101	840,107	849,494	867,316
	(7)のうち準元利償還金に係るもの	(8)	99,063	126,382	172,685	172,738	192,797	189,294	171,284	156,351	143,353	119,909
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	(9)	351,782	352,049	278,651	271,101	264,852	245,205	230,842	228,408	213,744	191,957
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るもの)	(10)	346,515	208,903	349,714	338,760	321,469	299,759	242,038	242,732	243,757	244,455
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	(11)	607	611	609	609	609	607	609	607	607	610
	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)	(12)	25,322	24,966	20,074	21,846	23,362	23,155	23,790	23,652	24,564	24,617
小計((1)~(6)) - ((7)~(12))	(A)	878,975	953,892	805,371	942,254	998,807	922,853	970,941	878,624	802,216	668,086	
母	標準税収入額等	(13)	2,044,847	2,090,380	2,108,273	2,012,154	1,903,520	1,785,191	1,815,541	1,729,717	1,723,350	1,723,031
	普通交付税額	(14)	3,702,960	3,606,210	3,603,435	3,872,185	4,144,238	4,440,373	4,486,611	4,575,699	4,569,526	4,438,204
	臨時財政対策発行可能額	(15)	372,557	329,928	299,358	280,387	435,172	558,739	394,422	397,146	391,451	366,363
	(7)~(12)の額	(16)	1,297,869	1,175,078	1,331,351	1,406,119	1,445,817	1,468,969	1,491,664	1,491,857	1,475,519	1,448,864
小計(13)+(14)+(15)-(16)	(B)	4,822,495	4,851,440	4,679,715	4,758,607	5,037,113	5,315,334	5,204,910	5,210,705	5,208,808	5,078,734	
単年度・実質公債費比率(A)/(B)×100		18.22656	19.66204	17.20983	19.80105	19.82896	17.36209	18.65433	16.8619	15.40114	13.15458	
実質公債費比率(3カ年平均・年度)				(H17~H19)	(H18~H20)	(H19~H21)	(H20~H22)	(H21~H23)	(H22~H25)	(H23~H26)		
				18.3	18.8	18.9	18.9	18.6	17.6	16.9	15.1	

## 2 財政収支見通し（財政計画）＜資料（別添）＞

### （1）財政収支見通しの策定の趣旨

財政収支見通し（財政計画）策定の目的は、前年度の決算結果を踏まえ、合併後、特に平成 28 年度からの普通交付税の逡減措置並びに平成 33 年度からの一本算定における影響額を十分に把握し検証した中で、健全な財政運営を維持することが目的です。将来の財政運営の方向性を導く指針となるものであり、毎年度見直しを行っています。

しかし、地方財政計画等における地方財政措置（税制改正、交付税措置、地方債計画等）については、大きな変更も予測されるとともに、経済情勢によっても収支見込みに大きな乖離を生じることがあるため、算定の前提条件については、毎年度変更点を検討し、最も妥当な条件（歳入については、過大とならないよう、また歳出については、過小計上とならないような条件）での算定に努めています。

### （2）財政収支見通し策定における前提条件

財政収支見通し策定期間は、今回は平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間としています。

歳入歳出の積算については、平成 26 年度決算額及び平成 27 年度予算額等を基準に一般財源ベースでの計上としています。

投資的経費等については、各課で策定した事業計画を基にヒアリングを実施し、収支見通し（財政計画）策定時点で見込まれる変動要因については加減し調整を行っています。

また、その他の経常的な歳入、歳出の項目や推計が困難な項目については、決算額または予算額等を参考にした推計額をもって計上しています。

#### ＜前提条件の変更内容と影響額＞

今回の前提条件の変更は、歳入では普通交付税の振替措置である臨時財政対策債の発行が平成 28 年度以降も継続されるものとし、平成 27 年度算定額が平成 28 年度以降も措置されることを前提として算定しています（縣市町振興課算定基準）。

平成 26 年 4 月から消費税が 8%に引き上げられました。

平成 29 年 4 月から 10%に引き上げられることから、地方消費税交付金の増収を見込みました。ただし、普通交付税算定上の基準財政収入額で、地方消費税交付金の 75%が増収となることから、普通交付税は減を見込んでいます。

臨時財政対策債は、平成 13 年度の地方財政対策で交付税特別会計の借入金残高が急増している状況を踏まえ、交付税特別会計の借入方式が見直され、国と地方の責任分担の明確化、国と地方の財政の透明化を図るため交付税に係る負担を、国（国庫負担分は一般会計からの加算）と地方（地方負担分は臨時財政対策債）で折半するという新ルールとなりました。（平成 28 年度までは継続決定済み。）

臨時財政対策債は、平成 13 年度から平成 26 年度までの 16 年間の合計で 58 億 6 千万円（1 年度あたり平均約 3 億 9 千万円）の発行となっています。

なお、地方交付税は、普通交付税の算定の特例（合併算定替）から一本算定の激変緩和措置として、平成 28 年度から段階的に普通交付税が減となること、段階補正及び人口急減補正により徐々に交付税額が減額されること、平成 27 年度及び平成 32 年度の国勢調査により人口が減少することによる減額を見込みました。一方で、町税、固定資産税の評価替えに伴い、町税が減収となることに伴い、普通交付税算定上の基準財政収入額の町税も減となり、町税の減収分は普通交付税でその 75%がカバーされています。さらに、平成 28 年度は普通交付税と特別交付税の割合が、それぞれ 94%→95%、6%→5%に、平成 29 年度はそれぞれ 95%→96%、5%→4%となり、特別交付税から普通交付税へ区分配分比率が変更になることも見込んでいます。

また、歳出の人件費関係は、60歳定年退職で試算しました。職員数は、平成28年4月1日採用予定者（平成27年度中の職員募集）を勘案しました。

特に、第3次新温泉町行財政改革実施計画の定員管理の適正化に基づき、職員数の増減を考慮しています。平成28年度以降は地方公共団体定員管理調査の大部分以上定員管理診断表に基づく、類似団体の修正による比較職員数（153名）に達するまでの間、新規採用職員は、前年度中退職職員の3分の2以内の補充を基本とし、退職者数の増減が激しい年度は、総職員数が前年度を上回らないよう年度間の調整を行っています。さらに、類似団体の修正による比較職員数（153名）を達成後も、前年度中退職職員の3分の2以内の補充を継続し、人件費（経常経費）の削減を目指すこととしています。

なお、収支見直しについては、大幅な経済情勢の悪化など、大きく変動する財政状況を的確に反映させることは困難です。

しかし、一定条件下での算定のため、将来の指標として限界もありますが、適宜、修正や見直しを行っていくことが重要であり、収支悪化など中長期の課題解決に向けては、毎年度の予算編成時など早い段階での見直し等の対応が求められるものと考えています。

### （3）財政状況の見直し

#### ● 歳入

##### ① 地方税

地方税の過去の決算状況を分析したところでは、平成19年度16億1千8百万円がピークで、その後は急激な景気の悪化や人口の減少などから町民税（所得）が減少しています。

今後の景気の回復を見込むめどはなく、人口を推計しても減少が続く見込みのため税収は徐々に減少していくと推計しています。

地方税のうち固定資産税は、平成27年度、平成30年度、平成33年度、平成36年度に固定資産税の評価替えを予定しています。

また、町民税・個人均等割は、人口の減少による減額（人口減少率1.4%）が大きく、減収を見込んでいます。

##### ② 地方交付税

平成26年度決算の地方交付税全体では、前年度対比130,826千円減（△2.5%）となりました。内訳は、普通交付税が前年度対比131,322千円減（△2.9%）、特別交付税が前年度対比500千円増（0.1%）となっています。普通交付税の基準財政需要額は、普通交付税の基準財政需要額は、平成26年度普通交付税算定方法の改正により「地域の元気創造事業費」が創設されたものの、前年度算定上あった「地域の元気づくり推進費」が廃止されたこと、道路橋りょう費、小学校費、地域振興費等の個別算定経費積算上の係数等の引き下げにより、基準財政需要額全体では123,458千円減となりました。一方で、基準財政収入額の町民税（個人及び法人）の税義務者数の減、法人事業所拠点の移動に伴う法人税の減、4月1日から地方消費税率が引き上げられたことによる地方消費税交付金の増収との相殺により基準財政収入額全体では7,864千円の増となりました。普通交付税の交付額総額では、基準財政需要額が減り、基準財政収入額が増えたことから、需要額の減額と、収入額の増額が重なり、普通交付税の交付額は大幅な減額となりました。一方、特別交付税は、ほぼ前年度並みの681,800千円（前年度対比500千円増）となりました。

特別交付税は、平成28年度、平成29年度の2カ年にわたって、地方交付税の総枠区分の見直し、現行、普通交付税94%、特別交付税6%を、平成28年度は、普通交付税95%、特別交付税5%、平成29年度は、普通交付税96%、特別交付税4%に、段階的に特別交付税の総枠が削られ、普通交付税に振り替えられることを見込んでいます。

平成 28 年度分の地方交付税は、平成 27 年中の国勢調査による人口減の見込みを 1,167 人と見込み、普通交付税が 204,200 千円減額となり、さらに平成 32 年中の国勢調査による人口減の見込みを 1,068 人と見込み、普通交付税が 187,300 千円減額を見込んでいます。この 2 回の国勢調査により 391,500 千円減額となる見込みです。

加えて、平成 28 年度からは、町合併後 10 年を経過し、その後 5 年間にわたり普通交付税が合併算定替えから一本算定へと段階的縮減が行われ、平成 28 年度は前年度対比 44,030 千円（10%相当 44,030 千円）、平成 29 年度は前年度対比 88,060 千円（30%相当 132,090 千円）、平成 30 年度は前年度対比 88,060 千円（50%相当 220,150 千円）、平成 31 年度は前年度対比 88,060 千円（70%相当 308,210 千円）、平成 32 年度は前年度対比 88,060 千円（90%相当 396,270 千円）、平成 33 年度は前年度対比 44,030 千円（100%相当 440,300 千円）、それぞれ減額を見込んでいます。

### ③その他

その他には、地方譲与税、各種交付金、諸収入、地方特例交付金等が含まれています。各種交付金のうち、地方消費税交付金は、平成 29 年 4 月 1 日から現行 8%から 10%に税率がアップ（36,500 千円増）を見込み、交付金も増額を見込んでいます。

地方特例交付金は、平成 20 年度からの税源移譲に伴い、住民税での住宅取得特別控除適用による減収補填特例交付金を平成 31 年 6 月 30 日まで見込んでいます。（年間 3,100 千円）

## ● 歳 出

### ①人件費

人件費は、第 3 次新温泉町行財政改革実施計画の定員管理の適正化に基づき、職員数の増減を考慮しています。特に、平成 27 年度地方公共団体定員管理調査の大部門以上定員管理診断表に基づく、普通会計の類似団体の修正による比較職員数は 153 名となっており、新温泉町の平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数は 157 名で 4 名多い状況となっています。こうした状況から、当分の間は、退職職員の補充抑制を継続し、平成 28 年度以降も退職職者の 3 分の 2 以内の補充抑制を継続しつつ、退職者数の増減が激しい年度は、総職員数が前年度を上回らないよう年度間の調整を行い、類似団体の修正による比較職員数まで削減を行う予定です。

現在の計画では、平成 32 年 4 月 1 日にその目標を達成する計画となっていますが、類似団体と比較すると目標達成が 5 年遅れであるため、人件費の削減は今後も続ける必要があると考えています。

一方で、国勢調査による人口減少に伴い人口類型が、従前のⅣ（15,000 人以上 20,000 人未満）からⅢ（10,000 人以上 15,000 人未満）に引き下げとなり、定員管理計画の緩和も考えられますが、予算編成上での一般財源の確保が困難な状況（普通交付税の段階的な縮減）を考慮し、退職職者の 3 分の 2 以内の補充抑制を継続することとしています。

### ②扶助費

扶助費は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に基づき、新温泉町の 75 歳以上の増加率を毎年 0.5%と見込み試算しています。一方、児童福祉・保育関連経費は、14 歳以下の将来推計人口減少率を 2.8%と見込み推計しています。

### ③公債費

公債費（元金及び利子の償還金）のうち、既発債は償還台帳により積算し、新発債は事業計画にあわせた元利償還金を個別に積算しています。

平成 27 年度、広域消防・消防デジタル整備事業、教育施設防災機能強化事業、消防デジタル無線整備事業（町設備分）、道の駅整備事業、北但ごみ処理汚泥処理施設整備事業

平成 28 年度、防災行政無線デジタル整備事業、道の駅整備事業、町道橋修繕工事、河川改良工事、消雪装置スノーセンサー整備事業、地域振興基金造成事業、水道施設整備事業

平成 29 年度、田井公園整備事業（ごみ処理施設解体）、消防自動車整備事業、道の駅整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、町道橋修繕工事、こども園施設整備事業（設計業務委託）、地域振興基金造成事業、水道施設整備事業

平成 30 年度、こども園施設整備事業、田井公園整備事業（ごみ処理施設解体）、町道橋修繕工事、水道施設整備事業、地域振興基金造成事業

平成 31 年度、消防自動車整備事業、地域振興基金造成事業、道路改良事業、町道橋修繕工事

平成 32 年度、文化体育館・夢ホール整備事業、浜坂駅港湾線街路事業、除雪機械更新事業

など、北但ごみ処理汚泥処理施設整備事業を筆頭に合併特例事業債を活用した大規模事業が計画されており、投資的事業の事業費の平準化と地方債発行額の抑制今後の課題となっています。

#### ④物件費（賃金、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等）

物件費は、北但広域ごみ処理施設稼働に伴う搬送経費 10,793 千円の増額（年間 104,000 千円）を平成 29 年度以降、見込んでいます。

一方で、美西ごみ処理施設運営に係る物件費の減額（132,200 千円の減）を見込んでいます。

#### ⑤補助費等

補助費のうち、公立浜坂病院は、平成 17 年度以降、新たな不良債務が発生していなければ、本来平成 24 年度末で浜坂病院の不良債務は、一般会計の補助金により無くなる予定でした。しかし、平成 17 年度以降も、病院経営改善はできず、悪化の一途をたどり、現在も資金の不足が生じています。

平成 24 年度に、従来の不良債務解消補助金は終了としましたが、公立浜坂病院の資金不足が解消できていなかったことにより、平成 25 年度から新たに病院経営改善のための措置（補助）が必要と判断し、従前の不良債務解消補助金に替えて病院経営改善補助金として、平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間補助する計画としました。

平成 25 年度末の資金不足額は 397,039 千円となり、財政健全化法により算出した資金不足比率も 12.7%（平成 24 年度は 12.8%）となりました。

平成 26 年度決算では、資金不足比率が、危険ラインとされる 20%を超え、経営健全化団体となる可能性があります。さらに、資金不足比率算定上の分子から控除される解消可能資金不足額の算定について総務省との見解の相違から、平成 26 年度決算に基づく算定から解消可能資金不足額を算入・控除しないこととなり、資金不足比率がさらに悪化となる見込みでした。こうした観点から、平成 27 年 3 月議会定例会での一般会計補正予算及び公立浜坂病院事業会計補正予算において、公立浜坂病院経営健全化補助金当初予算 50,000 千円に 350,000 千円追加補助する補正予算を議決いただきました。その結果、平成 26 年度公立浜坂病院決算に基づく資金不足比率は、16.1%（前年度 12.7%）となり、前年度から 3.4%悪化したものの、経営健全化基準の 20%を下回る結果となりました。公立浜坂病院は、病院改革プランの策定や経営改善に向けた地道な努力は行っているものの、経営改善の兆し、手法が見えず、今後の病院経営状況には注視する必要があります。

また、美方郡広域事務組合の消防デジタル化事業は、平成 26 年度及び平成 27 年度で実施中で、その特別負担金に対する地方債（緊急防災・減債事業債）を香美町及び新温泉町が発行します。

さらに、北但行政事務組合への広域ごみ処理施設に係る負担金は、北但行政事務組合が策定している収支見通しと整合性を図り、平成 28 年度から平成 32 年度まで毎年約 60,000 千円、平成 33 年度以降は毎年約 72,000 千円を運営費負担金として増を見込んでいます。

#### ⑥繰出金



繰出金は、下水道事業の公債費の支出が減少していくに伴い、減少していく見込みです。

#### ⑦投資的経費

投資的経費は、北但行政事務組合が行う広域ごみ処理施設整備事業（H21～H28、事業費 1,328,069 千円）、町道二日市古市線（H22～H24、事業費 829,830 千円）、こども園施設整備事業（H29・H30、540,000 千円）などが事業費としては大きく、合併特例事業債を充当し事業を推進する予定としています。

合併特例事業債及び過疎対策事業債の発行は、以前平成 27 年度までとなっていました。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災後の国内の経済動向に鑑みて 5 年間延長されることとなり、平成 32 年度まで合併特例事業債及び過疎対策事業債の発行ができることとなりました。特に、合併特例事業債を発行する際の基となる計画の「新町まちづくり計画」は、計画期間が平成 26 年度までとなっていたため、その計画を平成 32 年度まで計画変更（期間延長）し、合併特例事業債を平成 32 年度まで延長して発行できるよう対応しています。

#### ⑧その他（維持補修費、投資及び出資金・貸付金、積立金）

その他は、維持補修費、投資及び出資金・貸付金、積立金が含まれています。

維持補修費は、主に除雪費で、平成 26 年度の動向を踏まえ、年間約 82,300 千円を見込んでいます。

投資及び出資金は、主に公立浜坂病院事業会計に対する出資金（病院建設に係る償還金の負担及び改修に関する経費負担相当）です。

貸付金は、公立浜坂病院事業会計に対する貸付金です。

積立金は、歳計剰余金（財政計画の下から 5 行目（E）行）の 2 分の 1 を基本に積み立てることとしています。（地方財政法第 7 条・財政調整基金条例第 2 条第 1 項第 1 号）

長期的な財政収支見通しに立つと、町合併後 10 年を経過し、平成 28 年度から普通交付税の合併算定替えの段階的縮減措置、一本算定に向けて段階的縮減が始まるため、県下の市町は財政調整基金の積立てを行っている動きがあります。

県下の 12 町の財政調整基金を標準財政規模で除した比率は、平成 22 年度決算では 24.6%、平成 23 年度決算では 27.7%、平成 24 年度決算では 30.6%、平成 25 年度決算では 33.5%、平成 26 年度決算では 35.8%で、兵庫県下の各市町が財政調整基金の積み増しを行っています。

新温泉町の平成 26 年度の標準財政規模は、6,527,598 千円で、県下の 12 町の平均 35.8%を乗じますと 2,336,880 千円となります。新温泉町の平成 26 年度末の財政調整基金残高は 2,227,486 千円ですので兵庫県下の町平均の財政調整基金積立額には 109,394 千円不足している状況です。

財政調整基金積立の目標としては、兵庫県下の町の平均まで積立てをしたいと考えています。

また、町合併のメリットである合併特例事業債を活用した基金造成（地域振興基金の造成）を実質公債費比率の状況、地方債の発行動向等に留意しつつ、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度に計画しています。

#### ⑨地方債残高

地方債の残高は、平成 20 年度以降地方債の発行額を公債費・元金償還額以下に発行抑制してきたことにより、平成 19 年度末をピークに平成 26 年度末まで毎年削減を行ってきました。

平成 27 年度は北但行政事務組合が行う広域ごみ処理施設整備事業がピークを迎え、あわせて平成 28 年度にも一部の事業が施行され、加えて本町の事業・道の駅整備事業の本格実施、地域振興事業基金積立事業、平成 29 年度は、田井公園整備事業（ごみ処理施設解体）、こども園施設整備事業（実施設計）、地域振興基金造成事業、平成 30 年度は、こども園施設整備事業の本格実施、田井公園整備事業（ごみ処理施設解体）、地域振興基金造成事業、平成 31 年度は、消防自動車更新事業、地域振興基金造成事業、平成 32 年度は、文化体育館・夢ホール整備事業、浜坂駅港湾線街路事業、除雪機械更新事業など、

平成 27 年度から平成 32 年度までの合併特例事業債及び過疎対策事業債が発行できるまでの間、それぞれ新町まちづくり計画、過疎地域自立促進計画に基づき、課題となっている投資的事業、基金積立事業の実施により、地方債残高を減少させていくことは困難な状況です。

一定の財政規律、投資的事業の平準化により、公債費の増大を抑止することが必要と考えています。

#### ⑩実質公債費比率

実質公債費比率は、平成 26 年度決算では前年度から 1.8%改善し、15.1%となり、3 年連続で町の目標とする 18%を下回りました。

平成 18 年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」へ移行されたことに伴い導入された新しい指標が実質公債費比率で、財政負担の程度を客観的に比較することができ、実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を示したものです。

平成 24 年度までは、新温泉町が地方債を発行するときは、兵庫県の許可を受けていましたが、平成 25 年度（平成 24 年度決算）以降は、実質公債費比率が 18%を下回ったことにより、兵庫県との協議により地方債を発行することができるようになりました。

ただし、計画性の無い無秩序な地方債の発行にあたっては、兵庫県から指導を受けることとなりますので、今後も計画的な地方債の発行に努めていきたいと考えています。

最後にこの財政計画は、普通会計ベースで作成しており、普通会計以外の特別会計及び公営企業会計の経営収支悪化に伴い、普通会計（特に一般会計）の収支悪化もあり得ると考えています。

特に公営企業会計は、地方公営企業法の財務規程等を適用して経営を行うことができるものとされ、独立採算を原則とし、公共性を保持しつつ住民へのサービスを確保しなければならないことから予算原案調製権が認められているため、会計独立の原則に立ち返り、経営改善に努めていただきたいと考えています。

（参考）平成 26 年度 単年度実質公債費比率

$$\frac{668,086 \text{ 千円}}{5,078,734 \text{ 千円}} = 13.15458 \text{ (単年度)}$$

⑪標準財政規模は、普通交付税の占める割合が大きく、その増減によって変動しています。

## ● 収支等

### ①収支

財政収支見通しでは、一般財源ベースで歳入の累計額（H27～H36 の 10 年間）が 639 億 15 百万円（平均 63 億 91 百万円）、また歳出の累計額が 654 億 83 百万円（平均 65 億 48 百万円）となり、収支の累計額、単純差引では 15 億 68 百万円の赤字となります。

特に、平成 26 年度決算をベースとしている歳出の扶助費、維持補修費が増加傾向にあるほか、公立浜坂病院経営改善補助金を平成 27 年度及び平成 28 年度も追加補助を想定しているため収支が悪化しています。

また、平成 27 年度、平成 32 年度の国勢調査による人口減による交付税の減少と平成 28 年度からの普通交付税の逡減措置（合併算定替の激変緩和措置・普通交付税の算定の特例廃止）等により、単年度収支が悪化することを見込んでいます。特に、平成 33 年度、平成 34 年度は収支状況が非常に厳しく、3 億円前後の収支不足が発生し、財政調整基金に頼らざるを得ない見通しとなっています。さらに、公立浜坂病院事業会計の資金不足に歯止めがかからない場合は、近い将来、資金不足比率が 20%に到達する可能性が高く、今後のその対応次第によっては、収支がさらに悪化する可能性があります。こうした状況にあって、普通交付税の逡減措置（合併算定替の激変緩和措置・普通交付税の算定の特例廃止）が終

了する平成 33 年度までに、行財政運営の効率化（スリム化）を図り、予算規模（財政規模）の縮減を行う必要があると考えています。

## ②実質公債費比率と地方債残高

実質公債費比率は、平成 22 年度決算ベース（平成 20、21、22 年度）の 3 か年平均値 18.9%をピークに、平成 23 年度決算ベース（平成 21、22、23 年度）18.6%と地方債発行にあたって許可の基準となる 18%を上回っていました。

平成 24 年度決算ベース（平成 22、23、24 年度）では、17.6%となり 18%を下回ったため、平成 25 年度以降は、地方債発行にあたっては県の同意を得て発行する「同意団体」へと改善されました。

平成 25 年度決算ベース（平成 23、24、25 年度）では、16.9%となり前年度対比で 0.7%改善したものの、全国 1,741 団体中ワースト 65 位、兵庫県内 41 団体中ワースト 4 位で他団体と比較すると高い状況です。自立的、自主的な財政運営を確保する上で、財務体質の強化が喫緊の課題でした。

平成 26 年度決算ベース（平成 24、25、26 年度）では、15.1%となり前年度対比で 1.8%改善しました。全国 1,741 団体中ワースト 97 位（前年度 65 位）、兵庫県内 41 団体中ワースト 5 位（前年度 4 位）で他団体と比較すると高い状況です。

地方財政健全化法の施行に伴い、健全化判断比率の健全性が強く求められるなか、特に地方債残高の抑制が課題であるとの認識から、投資的経費の縮減に伴う地方債発行の抑制及び補償金免除の繰上償還による低利債への借り換えの実施を重点的に行い、地方債残高の縮減に努めてきました。

しかし、事業計画において北但ごみ処理施設整備事業負担、美方広域消防の消防無線デジタル化事業負担等、合併特例事業債及び過疎対策事業債が発行できる平成 32 年度までの間に実施する事業の増大に伴い、今後は地方債残高の減り方が鈍化傾向となっています。

## ③基金残高

財政調整基金残高については、平成 21 年度 4 億 48 百万円、平成 22 年度 6 億 4 百万円、平成 23 年度 10 億 61 百万円、平成 24 年度 13 億 63 百万円、平成 25 年度 17 億 81 百万円、平成 26 年度 22 億 27 百万円と、着実に基金積立を行ってきました。しかし、平成 28 年度からの普通交付税の算定の特例（合併算定替）から一本算定への激変緩和措置による減額により、平成 29 年度から生じる単年度収支の悪化に加え、歳入不足を財政調整基金繰入金で対応せざるを得ない状況になると見込んでいます。

新温泉町の財政調整基金残高は、平成 25 年度末で兵庫県下 41 市町中 34 位（前年度 36 位）で、標準財政規模に対する財政調整基金残高率は 34.1%（平成 25 年度 26.6%、平成 24 年度 20.3%、平成 23 年度 15.8%、平成 22 年度 8.9%）となり、町平均の 35.8%（平成 25 年度 33.8%、平成 24 年度 30.6%、平成 23 年度 27.7%、平成 22 年度 24.6%）を下回っています。安定した財政基盤確立のため、当面、財政調整基金残高率の兵庫県下の町平均を目標としています。（目標達成のため、1 億 1 千万円が不足しています。）

行財政改革を柱に、経費節減に努め、予算上で財政調整基金積立金を予算化できるように努めるとともに、予算の使いきりの発想を改め、基金積立等を行う必要があると考えています。

## （4）その他の変動要因

財政環境の悪化等その他の変動要因として、今後の景気動向や人口減少による町税収入の減少、物価変動による支出の増加、社会保障関連経費の増加等々についても財政運営に大きな影響を及ぼすと推測されます。

しかし、不確定な根拠に基づく積算は適切でないため、中長期的な影響額としては算定を行っておりません。

決算等で明らかになり次第、詳細を把握し将来的な財政への影響額を検証し、今後の財政収支見通しの中で反映させていく予定です。

#### **(5) 今後の財政運営と課題**

収支見通しでは、基金残高がわずか増加する見通しのなか、基金繰入金での対応にも限界があり、さらに前述の変動要因が影響した場合には、歳入減や歳出増となり収支は大幅に悪化することとなります。

収支見通しを指針として、絶えず軌道修正を加えながら、健全性の維持に努めていく必要があります。第2次行財政改革大綱及び実施計画に基づいて、職員全員がチーム一丸となって経費節減に努める必要があります。また、予算そのものが、町民からの税金であり、かつ、町民の財産であることを、職員各々が再認識し、より一層の経費節減に努めることが必要です。